

学長選考・監察会議委員の選出について

【経緯】

- ・学長の選考は、国立大学法人法第 12 条により、経営協議会学外委員及び教育研究評議会評議員から同数を選出して構成する会議により行なうこととされている。
- ・令和 3 年度（2021 年度）の国立大学法人法改正により、名称及び構成員につき、以下の変更があった。
 - (1)会議の名称を従前の「学長選考会議」から「学長選考・監察会議」に変更。
 - (2)同会議構成員のうち、学内構成員は学長を除き、理事を含めて教育研究評議会評議員から選出することとなった。（法改正前は、学長及び理事を学長選考会議の委員に加えることができたものとされていた。）
- ・本学では、上記法改正に則して、本学の「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考会議規則」の改正（2022.3.30.学長選考会議承認）により、会議名称を「国立大学法人豊橋技術科学大学学長選考・監察会議」とし、その構成員及び構成員数について見直しを行った。

〈国立大学法人法及び学内規則改正前の構成員〉

- ①学外委員 4 名：経営協議会の学外委員から選出
（改正前国立大学法人法第 12 条第 2 項第 1 号及び改正前本学学長選考会議規則第 2 条第 1 号）
- ②学内委員 4 名：教育研究評議会評議員から選出
（改正前国立大学法人法第 12 条第 2 項第 2 号及び改正前本学学長選考会議規則第 2 条第 2 号）
- ③理事 3 名
（改正前国立大学法人法第 12 条第 2 項第 3 号及び改正前本学学長選考会議規則第 2 条第 3 号）

〈国立大学法人法及び学内規則改正後の構成員〉

- ①学外有識者 6 名（経営協議会学外委員の 6 名）
（改正後国立大学法人法第 12 条第 2 項第 1 号及び改正後本学学長選考・監察会議規則第 2 条第 1 号）
- ②学内委員 6 名（教育研究評議会評議員から選出。理事を含む。）
（改正後国立大学法人法第 12 条第 2 項第 2 号及び改正後本学学長選考・監察会議規則第 2 条第 2 号）

【選出方法等】

○学外委員：経営協議会の学外委員から選出

1. 産業界、教育界、地方自治体、卒業生等からの人材として経営協議会に参画している学外委員6名は、大学に関する広く高い見識及び各委員が有する本法人外での知見・経験を通じ、学長候補者の選考等、学長選考・監察会議委員として要請される役割を担う者として適任であるため、学長選考・監察会議の学外委員として6名全員を選出した。

○学内委員：教育研究評議会評議員から選出

1. 各評議員が、教育研究評議会が選出する学長選考・監察会議学内委員を大学の教育研究、社会貢献等において、高い知見と見識を有する者として、投票により選出した。